

保存版

兼務役員の雇用保険

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 兼務役員の雇用保険加入手続きについて

実例) 兼務役員の雇用保険加入手続きについて教えてください。

解説) 法人の取締役・監査役・理事等は、原則として雇用保険被保険者となりません。

ただし、取締役・監査役・理事等であっても、同時に部長・支店長等の従業員としての身分を有している場合に、その者の就業実態・就業規則の適用状況等から総合的に判断して、労働者の性格が強く雇用関係があると認められる場合に限り、被保険者となることがあります。

この場合は、資格取得のときに雇用保険被保険者資格取得届と「兼務役員雇用実態証明書」及び下記の確認資料を併せて提出してください。

(既に被保険者資格取得中の場合は、取締役等に就任後、速やかに提出してください。)

CHECK1 労働者の性格の判断の主なポイント

- ①代表取締役・監査役でないこと
 - ②代表権や業務執行権を有していないこと
 - ③業務執行権を有する役員の指揮命令を受け、通常の労働者と同様の労働条件で労務を提供し、その労働の対償として賃金を受けていること
 - ④賃金と役員報酬の両方を受ける場合、賃金が役員報酬を上回っていること
- 通常、兼務役員に対しては、役員報酬と労働者としての賃金の2つが会社から支払われています。役員報酬が労働者としての賃金を上回る場合、労働者としての性格が否定されやすくなります。役員報酬の方が多いということは、会社にとって労働者より役員としての立場・役割が重視されていると判断されるためです。

CHECK2 主な確認資料

※ 次の確認資料は、全てコピーで提出してください

- 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・・・役員就任時のもの
- 役員報酬規程・・・・・・・・規定がない場合は、給与及び役員報酬の決定文書
- 定款・・・・・・・・業務執行権、指揮命令権等業務権限の確認
- 就業規則・給与規定・・・10人未満規模の事業所で作成していない場合は不要です。
- 賃金台帳
- 出勤簿(タイムカード)
- 労働者名簿・・・・・・・・社員名簿、人事記録カード等(労働基準法第107条)
- 人事組織図・・・・・・・・役員就任時のもの
- 議事録・・・・・・・・役員就任時の株主総会・取締役会等のもの

☆ 確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

※ 次の確認資料は、全て原本を提示又はご提出ください

- 適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控)
- 「兼務役員雇用実態証明書」
- ◎ 入社と同時に役員に就任した場合⇒雇用保険被保険者資格取得届
- ◎ 取得済の従業員が役員に就任した場合⇒・資格取得等確認通知書(事業主通知用)・資格喪失届(様式第4号)



参考資料 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-helloworld/content/contents/002050093.pdf>